

一時預かり事業、預かり保育事業（1号）
に関する請求の手続き（該当施設のみ）

保育管理課

1 幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

施設・事業 対象	保育所 認定子ども園（2・3号認定子ども） 地域型保育事業所	公立・私立幼稚園（新制度移行済） 認定子ども園（1号認定子ども）		私立幼稚園（新制度未移行）		認可外保育施設、 一時預かり事業、フリースクール・サポーター・センター事業 (届出済)
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
1 3～5歳児クラス	対象 [手続き不要]	対象 [手続き不要]	【※保育の必要性認定】 対象（上限11,300円）	対象（上限25,700円） [手続き不要]	【※保育の必要性認定】 対象（上限11,300円）	【※保育の必要性認定】 対象（上限37,000円）
2 満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）	—	対象 [手続き不要]	対象外	対象（上限25,700円） [手続き不要]	対象外	—
3 市県民税非課税世帯の満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）	—	対象 [手続き不要]	【※保育の必要性認定】 対象（上限16,300円）	対象（上限25,700円） [手続き不要]	【※保育の必要性認定】 対象（上限16,300円）	—
4 市県民税非課税世帯の0～2歳児クラス	対象 [手続き不要]	—	—	—	—	【※保育の必要性認定】 対象（上限42,000円）

① 認定子ども園において実施する「預かり保育事業」で、施設等利用給付の対象となる場合

- ・3歳になった日から最初の3月31日を経過した就学前子ども【3～5歳児クラス】が、保育の必要性があると認定を受けた場合は、新2号認定子どもとして、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて（@450円/日×利用日数）、月額11,300円を上限に施設等利用給付の対象となる。
- ・市県民税非課税世帯の満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある就学前子ども）【2歳児クラス】が、保育の必要性があると認定を受けた場合は、新3号認定子どもとして、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて（@450円/日×利用日数）、月額16,300円を上限に施設等利用給付の対象となる。
- ・なお、預かり保育の水準が十分ではない場合（平日8時間未満・開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も限度額を超えない範囲で無償化対象となる。（※別添参考資料参照）認可外保育施設等とは、認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、事業所内保育施設、ベビーシッターなどで、企業主導型保育事業は除く。）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指す。

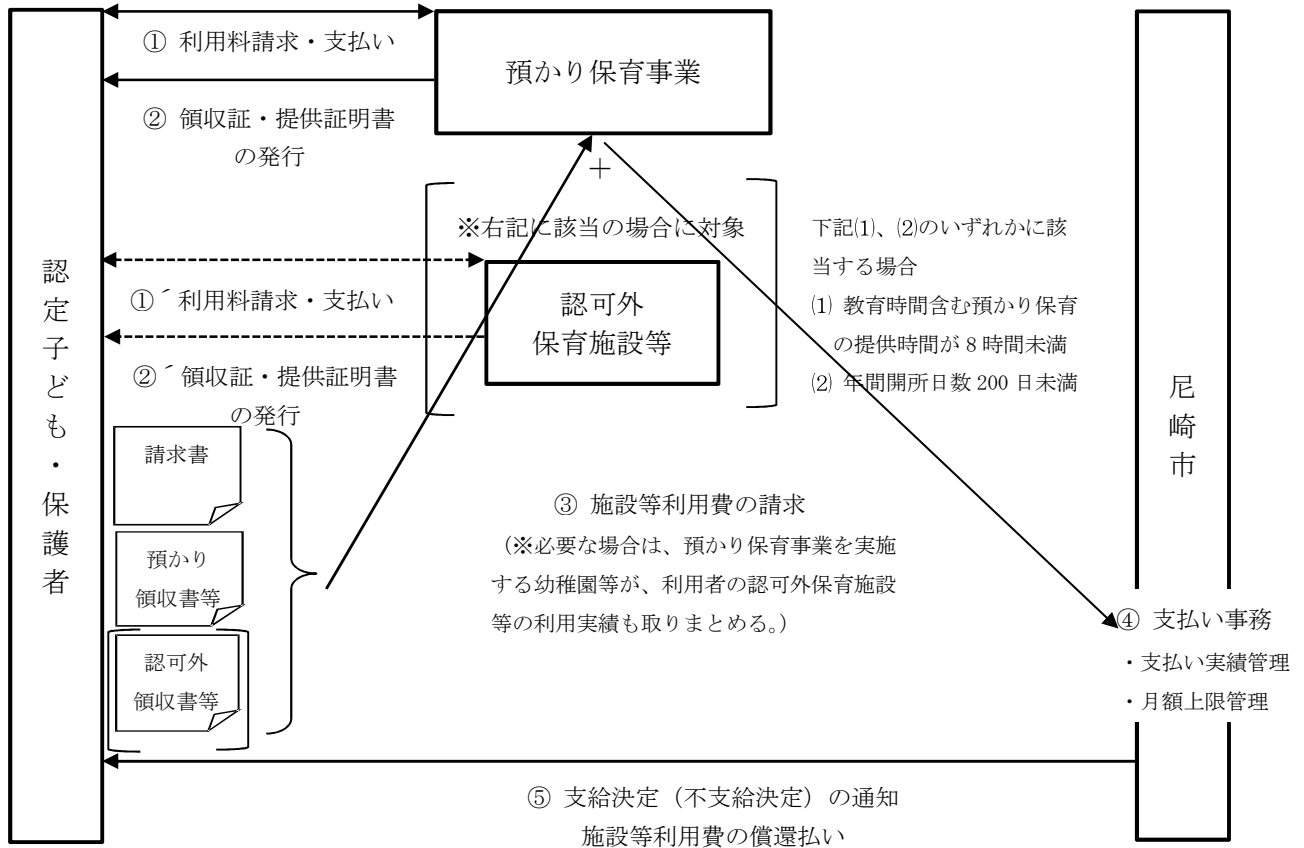
② 法人保育園において実施する「一時預かり事業」で、施設等利用給付の対象となる場合

- ・3歳になった日から最初の3月31日を経過した就学前子ども【3～5歳児クラス】で、保育所、認定子ども園等を利用してきていない子どもが、保育の必要性があると認定を受けた場合は、新2号認定子どもとして、月額37,000円を上限に施設等利用給付の対象となる。
- ・市県民税非課税世帯の3歳になった日から最初の3月31日までにある就学前子ども【0～2歳児クラス】で、保育所、認定子ども園等を利用してきていない子どもが、保育の必要性があると認定を受けた場合は、新3号認定子どもとして、月額42,000円を上限に施設等利用給付の対象となる。

2 施設等利用費の請求手続きの流れ

(1) 幼稚園等で預かり保育事業を利用する場合（パターン1）

施設等利用給付 2・3 号認定子どもが、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）が行う預かり保育事業を利用した場合（一定の要件を満たす場合に、さらに認可外保育施設等を利用した場合を含む。）、これに要する費用を請求する。

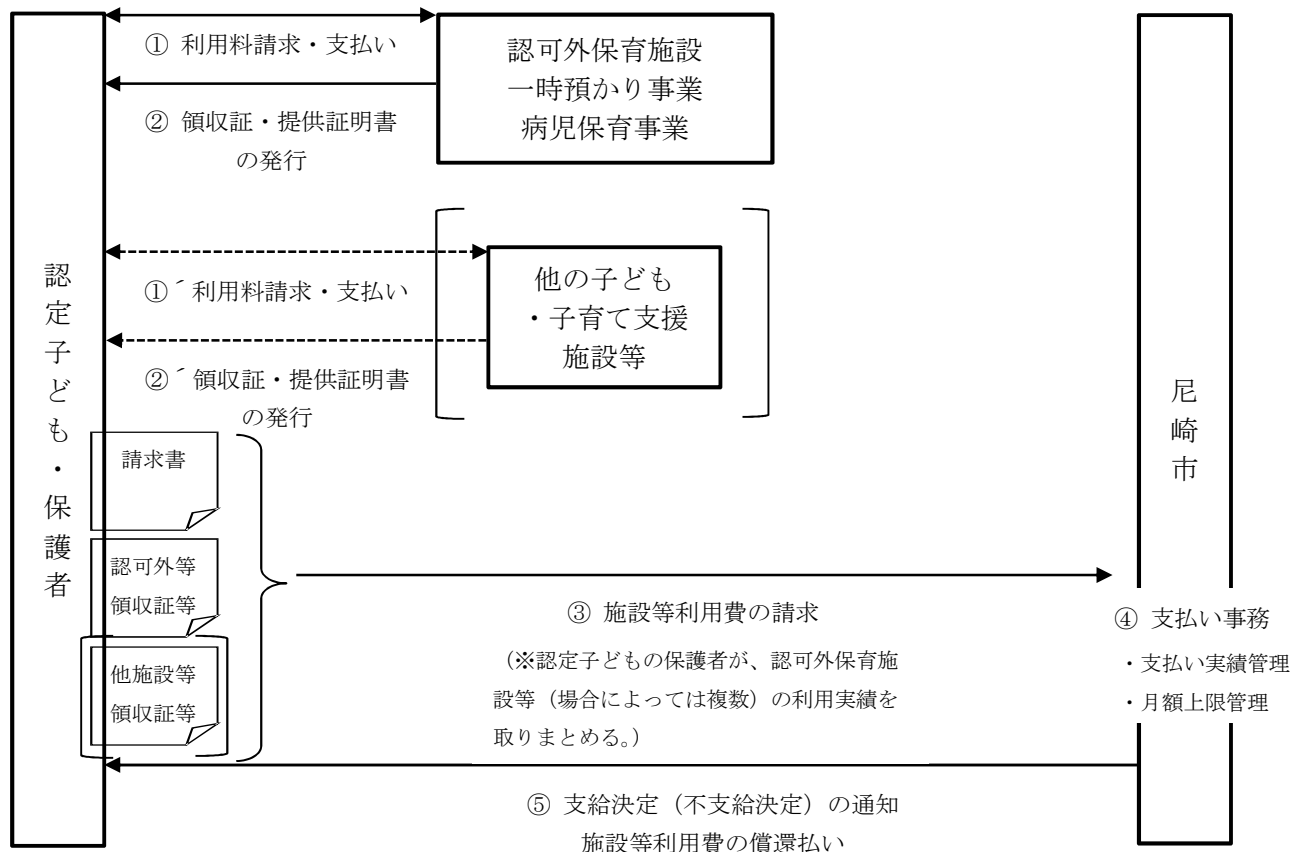


【フロー図の説明】

- ①① 預かり保育事業を実施する幼稚園等や認可外保育施設等からの利用料の請求に対し、認定子どもの保護者が利用料を支払う。
- ②② 施設等は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第3号）」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第4号）」を認定子どもの保護者に発行する。
- ③ 認定子どもの保護者が、「施設等利用費請求書（様式第1号）」により、尼崎市に対して施設等利用費を請求するが、預かり保育事業を実施する幼稚園等が、利用実績を在籍児童ごとに取りまとめて尼崎市に提出する。また、預かり保育事業に加えて認可外保育施設等を利用している場合（一定の要件あり）も、当該施設が、利用実績を在籍児童ごとに取りまとめて尼崎市に提出する。
- ④ 尼崎市は、「施設等利用費請求書（様式第1号）」、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第3号）」、「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第4号）」をもとに、月額上限管理などのうえ、支払額等を確認する。
- ⑤ 尼崎市は、認定子どもの保護者に対して、「施設等利用費支給決定通知書（様式第7号）」（場合によっては「施設等利用費不支給決定通知書（様式第8号）」）を送付し、支給決定した場合は、施設等利用費を償還払いする。

(2) 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業を利用する場合（パターン2）

施設等利用給付2・3号認定子どもが、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業を利用した場合、これに要する費用を請求する。

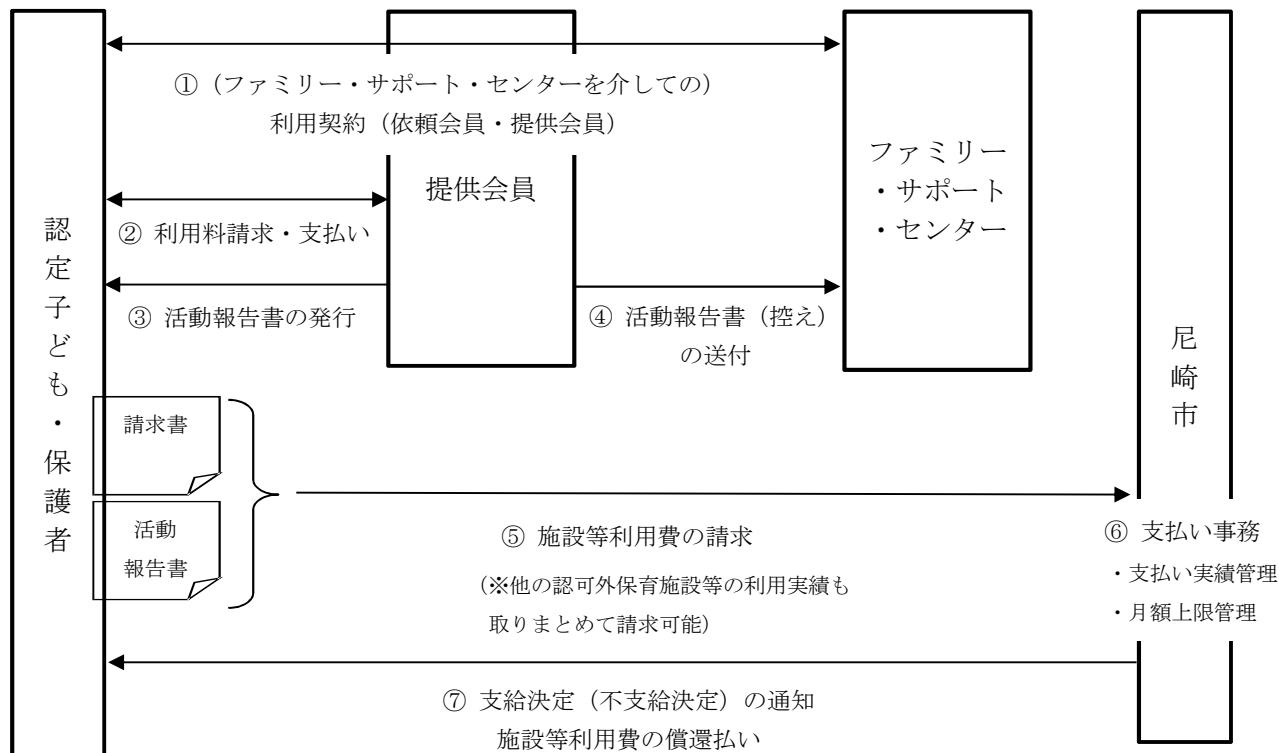


【フロー図の説明】

- ①① 認可外保育施設等や他の子ども・子育て支援施設等からの利用料の請求に対し、認定子どもの保護者が利用料を支払う。
- ②② 施設等は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第3号）」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第4号）」を認定子どもの保護者に発行する。
- ③ 認定子どもの保護者が、認可外保育施設等や他の子ども・子育て支援施設等における利用実績について、「施設等利用費請求書（様式第2号）」により、尼崎市に対して施設等利用費を請求する。（※利用施設が多岐にわたることも想定され、基本的には利用施設における取りまとめはせず、認定子どもの保護者が、直接尼崎市に提出する。） ←幼稚園等の預かり保育を利用する場合とは違う点に留意
- ④ 尼崎市は、「施設等利用費請求書（様式第2号）」、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第3号）」、「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第4号）」をもとに、月額上限管理などのうえ、支払額等を確認する。
- ⑤ 尼崎市は、認定子どもの保護者に対して、「施設等利用費支給決定通知書（様式第7号）」（場合によっては「施設等利用費不支給決定通知書（様式第8号）」）を送付し、支給決定した場合は、施設等利用費を償還払いする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

施設等利用給付 2・3 号認定子どもが、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合、これに要する費用を請求する。



【フロー図の説明】

- ① ファミリー・サポート・センターを介して、認定子どもの保護者（依頼会員）と提供会員との利用契約を締結する。
- ② 認定子どもの保護者（依頼会員）は、提供会員からの請求により、提供会員に利用料を支払う。（基本的に現金払い）
- ③ 提供会員は、「活動報告書（様式第5号）」を認定子どもの保護者に発行し、④その控えをファミリー・サポート・センターに送付する。
- ⑤ 認定子どもの保護者が、利用実績（他の認可外保育施設等を併用している場合は、これらも含む。）について、「施設等利用費請求書（様式第2号）」により、尼崎市に対して施設等利用費を請求する。
- ⑥ 尼崎市は、「施設等利用費請求書（様式第2号）」、「活動報告書（様式第5号）」（他の認可外保育施設等の利用実績がある場合は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第3号）」、「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第4号）」を含む。）をもとに、月額上限管理などのうえ、支払額等を確認する。
- ⑦ 尼崎市は、認定子どもの保護者に対して、「施設等利用費支給決定通知書（様式第7号）」（場合によっては「施設等利用費不支給決定通知書（様式第8号）」）を送付し、支給決定した場合は、施設等利用費を償還払いする。

尼崎市施設等利用費の償還払いに関する要綱（案）

令和元年〇月〇日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の償還払いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法における用語の意義による。

（対象者）

第3条 償還払いを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、法第30条の4第2号及び同第3号のいずれかに該当する小学校就学前子どもであって、尼崎市から、第30条の5第1項に定める認定を受けた者とする。

（対象費用及び支給上限月額）

第4条 対象費用は、法第7条第10項各号に定める子ども・子育て支援施設等（以下「施設等」という。）であって、市町村長から、法第58条の2に定める確認を受けた施設等を利用した際に要する費用とする。

2 支給上限月額は、法第30条の11第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。

（支給額及び支給方法・頻度）

第5条 支給額は、第3条で定める対象者ごと、前条第1項で定める施設等ごとに、同条第2項で定める支給上限月額の範囲内で、対象者が施設等に対し、現に支払った対象費用の額を支給する方法とし、月ごとに算定したものを四半期ごとにまとめて行うことを基本とする。

支給方法は、償還払いによる旨を規定

支給頻度は、四半期ごと（年4回）で、最終月の翌月末までに請求のあった3カ月分をまとめて、その翌月末以降に支給する予定

（償還払いの申請）

第6条 償還払いを受けようとする者は、法第7条第10項第5号に定める事業を利用した場合、次に掲げる書類を添えて、施設等利用費請求書（別記様式第1号）を、利用した施設等を介し市長に提出しなければならない。また、同項第6号から第8号までに定める事業のみを利用した場合、次に掲げる書類を添えて、施設等利用費請求書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設等利用給付認定通知書の写し
- (2) 振込先を確認できる通帳等の写し
- (3) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（別記様式第3号）
- (4) 特定子ども・子育て支援提供証明書（別記様式第4号）
- (5) 活動報告書（別記様式第5号）※法第7条第10項第8号に定める事業を利用した場合に使用
- (6) 委任状（別記様式第6号）※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合に使用
- (7) その他市長が必要と認める書類

審査に当たり、無償化対象経費かどうかを把握する必要があることから、当該指定様式の使用が必要

施設等利用費の償還払いの請求に対する給付額の決定通知については、法令上規定はないものの、必ずしも請求額で支給決定されるわけではないため、事前の金額のお知らせといった趣旨や、決定額に対する審査請求の告示も必要なことなどから、支給（不支給）決定を通知することとした。

(償還払いの決定等)

第7条 市長は、前条に基づき申請があったときは、申請者の資格その他必要な事項を審査の上、償還払いの適否を決定し、施設等利用費支給決定通知書（別記様式第7号）又は施設等利用費不支給決定通知書（別記様式第8号）により通知する。

(取消及び返還)

第8条 市長は、虚偽の申請、請求その他不正な行為等により償還払いを受けた者に対し、当該償還払いすることとした決定の全部又は一部を取り消し、償還払いした額の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(宛先) 尼崎市長

施設等利用費請求書（償還払い用）（案）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、尼崎市内に居住していることを尼崎市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを尼崎市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を尼崎市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を尼崎市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	現 住 所	〒
氏 名	印			尼崎市
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です				電話：

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)(※1)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

※1 施設等利用給付認定通知書の写しを提出してください。

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所 在 地	〒
施 設 名 称		(市外の場合のみ記入)	電話：
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※2,3)

金融機関名	預 金 種 目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※2 振込先を確認できる通帳等の写しを提出してください。

※3 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状(様式第6号)を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※4)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
②	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
③	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
④	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
⑤	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
⑥	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:

※4 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※5参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※5 ※6	請求額 ※7 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※6	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※5 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※6 利用した施設等ごとに、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第3号）」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第4号）」を添付して下さい。

※7 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

(宛先) 尼崎市長

施設等利用費請求書(償還払い用)(案)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、尼崎市内に居住していることを尼崎市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを尼崎市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を尼崎市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を尼崎市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	現住所	〒
氏名	印			電話：
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です				

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)(※1)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年月日～年月日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

※1 施設等利用給付認定通知書の写しを提出してください。

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※2,3)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※2 振込先を確認できる通帳等の写しを提出してください。

※3 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状(様式第6号)を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話：	
契約している利用料※4		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額	円
②	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話：	
契約している利用料※4		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額	円
③	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話：	
契約している利用料※4		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額	円

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
契約している利用料※4		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
契約している利用料※4		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
契約している利用料※4		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※④～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※4 該当箇所にはレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※5 ※6	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※5	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※5 利用した施設等ごとに、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(様式第3号)」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書(様式第4号)」を添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した「活動報告書(様式第5号)」も併せて添付して下さい。

※6 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※7 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

年 月 日

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 (案)

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

納入者 _____ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として

設置者名称 _____

主たる事務所の
所在地 _____

代表者職氏名 _____ 印

施設・事業所
の名称 _____

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	円 (下記①の金額)
-------------------------	------------

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

当該月分の利用料(保育料)として 円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として 円

※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外

特定子ども・子育て支援提供証明書(案)

【 年 月分】

認定 保護者	フリガナ 氏 名	認定子ども との経柄	フリガナ 氏 名	法第30条の4の認定種別 □ 第1号 □ 第2号 □ 第3号
-----------	-------------	---------------	-------------	-----------------------------------

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもつて替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 (注) □にレを記入	提供した日(提供日数)	提供時間帯 ※1	費用 ※2
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ (日)	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ (日)	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ (日)	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ (日)	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ (日)	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	日 ~ (日)	: ~ :	円

※1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

※2 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	(印)
施設・事業所の名称	

年 月 日

活動報告書 (案)

1. 援助実施日時 年 月 日 ()

2. 子どもの名前等

子どもの名前	年齢	時間
	歳	: ~ : (時間 分)
	歳	: ~ : (時間 分)
	歳	: ~ : (時間 分)

3. 援助活動内容

時間	内容	感想など
		感じたことや子どもの様子などを記入。
	いずれかに○をつけて下さい。 ① 預かりのみ ② 預かりと送迎 ③ 送迎のみ	

4. 報酬等

① 報酬	単価 (円) × 時間 (時間)	円
	単価 (円) × 時間 (時間)	円
② 交通費		円
③ 食事 (おやつ)		円
④ キャンセル料		円
合計		円

※以上について確認し、精算を終了しましたので報告します。

年 月 日

尼崎市社会福祉協議会(尼崎市ファミリー・サポート・センター)

援助を行う会員(提供会員など)

会員番号

氏名

援助を受ける会員(依頼会員など)

会員番号

印 氏名

※ 幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、3の①②の援助活動(送迎のみは対象外)に対して支払われた4①の費用(②③の実費や④のキャンセル料は対象外)に限ります。

委任状(案)

口座名義人(受任者)

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人として下記に関する権限を委任します。

記

施設等利用費(償還払い)の受領

以 上

年 月 日

債権者(委任者)

住 所

氏 名

印

尼崎市指令()第 号
年 月 日

様

尼崎市長

施設等利用費支給決定通知書(案)

年 月 日付で請求のあった施設等利用費について、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

対象となる 子ども	氏名	生年月日
		年 月 日

支給決定額	円
-------	---

振込予定年月日	年 月 日
---------	-------

- (1) この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に尼崎市長に対して審査請求をすることができます。
 - (2) この決定はまた上記の審査請求に対する裁決に不服があるときは、原則として、その裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、決定又は裁決の取消訴訟を提起することができます。
 - (3) この決定の取消訴訟は、(1)の審査請求に対する裁決を経た後のみ提起することができますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②この決定、この決定の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、裁決を経ないでも、決定の取消訴訟を提起することができます。
- ※ 各期間内であっても、(1)、(3)については決定があった日から起算して1年、(2)については裁決があった日から起算して1年を経過すると、(1)については審査請求を(2)、(3)については取消訴訟を提起することができなくなります。

様式第 8 号(第 6 条関係)

尼崎市指令 () 第 号
年 月 日

様

尼崎市長

施設等利用費不支給決定通知書 (案)

年 月 日付で請求のあった施設等利用費について、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

(理由)

- (1) この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に尼崎市長に対して審査請求をすることができます。
 - (2) この決定はまた上記の審査請求に対する裁決に不服があるときは、原則として、その裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に尼崎市を被告として (尼崎市長が被告の代表者となります。)、決定又は裁決の取消訴訟を提起することができます。
 - (3) この決定の取消訴訟は、(1)の審査請求に対する裁決を経た後のみ提起することができますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②この決定、この決定の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、裁決を経ないでも、決定の取消訴訟を提起することができます。
- ※ 各期間内であっても、(1)、(3)については決定があった日から起算して 1 年、(2)については裁決があった日から起算して 1 年を経過すると、(1)については審査請求を(2)、(3)については取消訴訟を提起することができなくなります。

預かり保育事業における施設等利用費の給付について

対象者

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども

- ① 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども（新2号）
- ② 満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども（新3号）

無償化上限額 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（次頁参照）

- ① の子どもの支給限度額 ⇒ 1.13万円 （認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
- ② の子どもの支給限度額 ⇒ 1.63万円 （認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

支払い方法

償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可

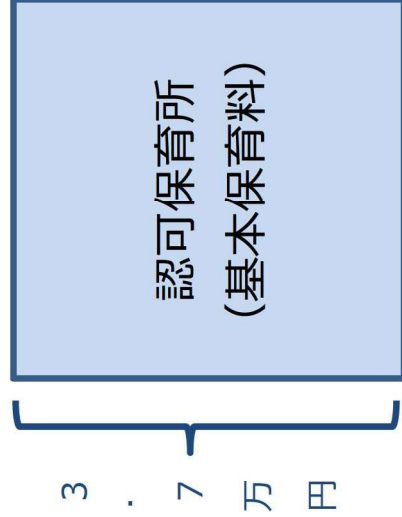
幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・ 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・ その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

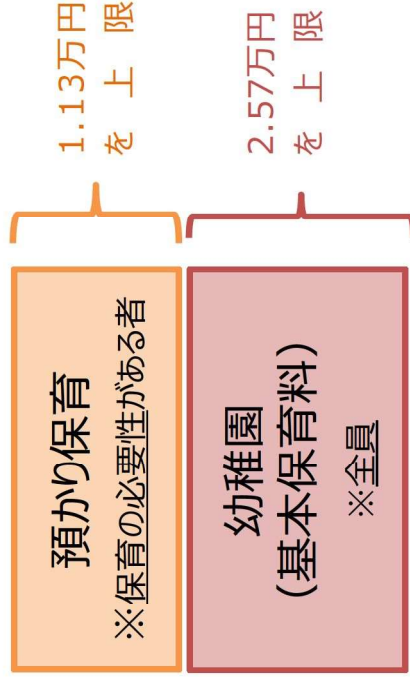
預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施し、一時預かり事業同様の年齢別職員配置基準を満たすことが必要。また、更なる質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の施設・設備等の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。

【認可保育所】



【幼稚園 + 預かり保育】



【幼稚園 + 預かり保育 + 認可外保育】



預かり保育事業の利用日数に応じた支給額算定の方法について

算定方法のポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

- 預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で月毎に個人の支給限度額を計算（支給限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円）。当該支給限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする（償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可）
- 園は保護者に対して利用日数等と領収額を明記した領収証＋提供証明書を発行し、保護者は給付請求書にそれらを添付して申請
- なお、利用料の設定方法については、基本的に引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定可能（※ただし、一時預かり事業（幼稚園型）等の補助事業を受託している場合は市区町村が設定している場合有）。

18

月内の支給額算定例①【時間設定】

- 【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
100円/時間
- 【前提②】ある園児の利用日数
20日（1日3時間）
- 《各月支給限度額》…A
450円×20日＝9,000円
- 《各月利用実額》…B
100円/時間×3時間×20日＝6,000円
- 《支給額の算出》
A 9,000円 > B 6,000円であることから、
6,000円を支給

月内の支給額算定例②【日額設定】

- 【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
400円/日
- 【前提②】ある園児の利用日数
20日
- 《各月支給限度額》…A
450円×20日＝9,000円
- 《各月利用実額》…B
400円×20日＝8,000円
- 《支給額の算出》
A 9,000円 > B 8,000円であることから、
8,000円を支給

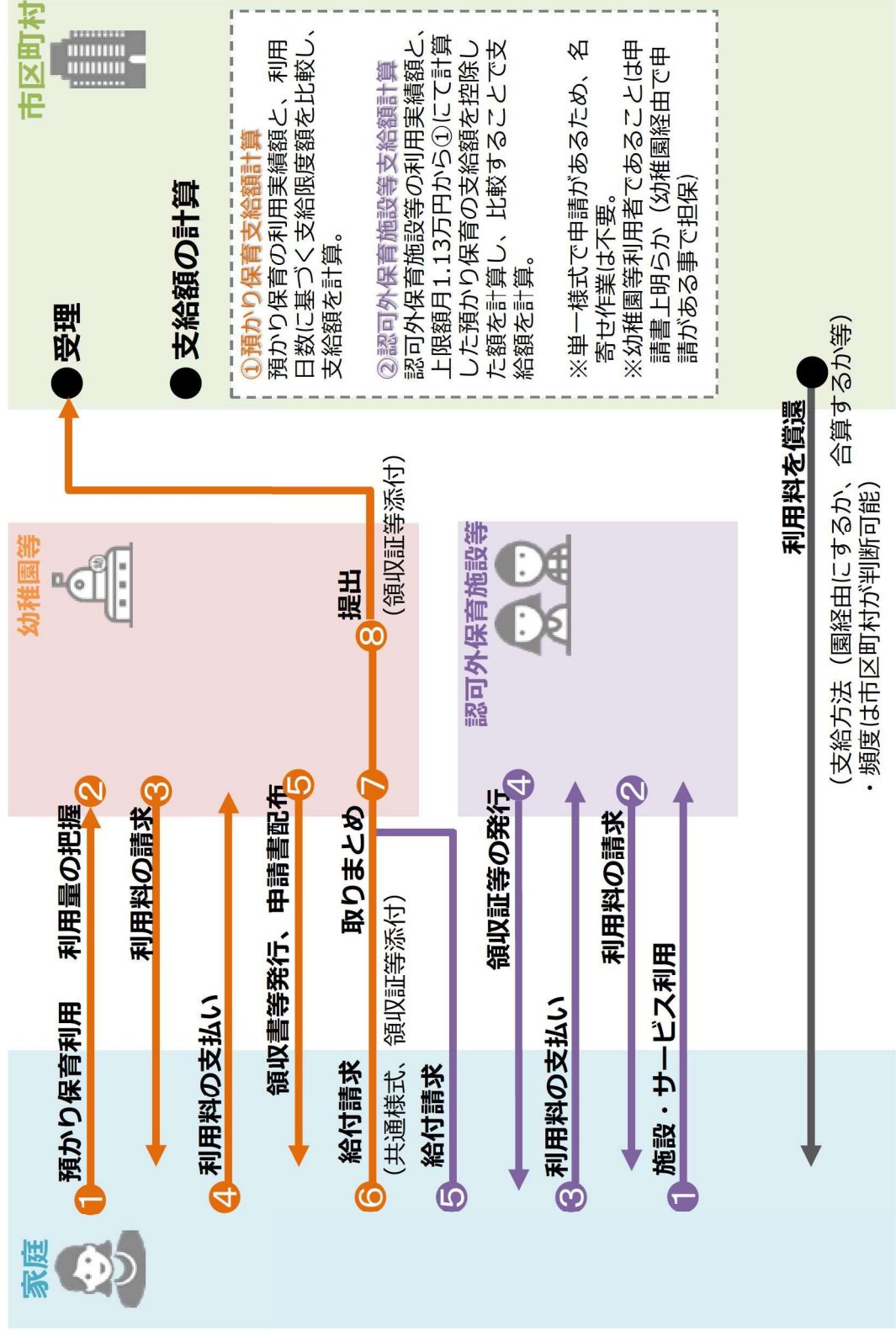
月内の支給額算定例③【月額設定】

- 【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
10,000円/月
- 【前提②】ある園児の利用日数
18日
- 《各月支給限度額》…A
450円×18日＝8,100円
- 《各月利用実額》…B
10,000円
- 《支給額の算出》
A 8,100円 < B 10,000円であることから、
8,100円を支給

幼稚園等利用者が認可外保育施設等の施設等利用費を受給する場合の取扱いについて

資料16

- 幼稚園等（幼稚園及び認定子ども園（1号認定））の利用者で保育の必要性のある者のうち、「認可外保育施設等」が無償化の対象となる者については、①幼稚園利用希望者は、本来在籍園の「預かり保育」によりニーズが充足されると考えられること、②今回の措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置として講じられたことに鑑み、「**教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は開所日数200日未満の要件を満たす幼稚園等に通う利用者に限る**」こととする。
- また、「預かり保育」と「認可外保育施設」に係る請求を単一の様式にて在籍園で取りまとめ申請を行うこととし、申請が別々に提出された場合のいわゆる「名寄せ」（対象者の把握等）に係る市区町村の事務負担を軽減。（預かり保育の利用がなく認可外保育施設等のみの利用の場合も、幼稚園等の利用者については幼稚園等を経由して提出して頂くことを想定。）



幼稚園等利用者の認可外保育施設等の無償化の取扱いについて（概要）

【ポイント】

- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満）に限り、**認可外保育施設等の利用も無償化の対象**
- 認可外保育の無償化に係る給付額は、預かり保育の無償化上限額（月額1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額。
- 基本的には、園は保護者が提出する給付請求書・領収証・提供証明書（認可外保育施設等を含む）をまとめて市町村に提出。

【申請パターン】

各園における預かり保育の実施状況	預かり保育に係る無償化の給付額	認可外保育施設等に係る無償化の上限額
預かり保育を実施していない場合	—	1.13万円（※）
平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施していない場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む） 0.8万円（例） 1.13万円（※）【給付上限額】	1.13万円（※） 1.13万円（※） - 0.8万円 = 0.33万円 1.13万円（※） - 1.13万円 = 0円
平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施している場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む） 0.8万円（例） 1.13万円（※）【給付上限額】	各園で十分な水準の預かり保育が実施されていることを踏まえ、預かり保育の利用状況に関わらず、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外

（※）給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円

預かり保育事業に加えて認可外保育施設等を利用する場合の給付額算定の方法について

算定方法のポイント：預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額を給付

- 預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で月毎に個人の給付限度額を計算（給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円。当該給付限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を給付額とする）
- 預かり保育の無償化限度額（1.13万円又は1.63万円）－預かり保育の無償化給付額で算出された額の範囲内で他のサービス部分を給付（他のサービスの給付限度額は日ごとの管理は不要）

月内の給付額算定例①【預かり保育＋認可外保育施設】

≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を月15日利用し、認可外保育施設を月5日利用

- ・預かり保育利用料 400円/日
- ・認可外保育利用料 3,000円/日

≪預かり保育の無償化給付額≫

(実利用料) (給付限度額)
400円×15日＝6,000円 < 450円×15日＝6,750円

⇒**実利用料の方が小さいため、6,000円を給付**

≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

11,300円－6,000円＝5,300円

≪認可外保育施設の無償化給付額≫

(実利用料) (給付限度額)
3,000円×5日＝15,000円 > 5,300円

⇒**給付限度額の方が小さいため、5,300円を支給。**

⇒**預かり保育と合計で11,300円が給付される。**

月内の給付額算定例②【預かり保育なし＋一時預かり＋ファミサポ】

≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を利用せず、一時預かりを一日3時間・月5日、ファミサポを一日3時間・月5日利用

- ・一時預かり事業利用料 1,000円/時間
- ・ファミサポ利用料 700円/時間

≪預かり保育の無償化給付額≫ 0円

≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

11,300円－0円＝11,300円

≪一時預かり事業・ファミサポの無償化給付額≫

一時預かり事業：1,000円×3時間×5日＝15,000円①
ファミサポ：700円×3時間×5日＝10,500円②

①＋②＝25,500円

(実利用料) (給付限度額)

25,500円 > 11,300円

⇒**給付限度額の方が小さいため、11,300円を支給。**

(参考) 預かり保育事業の無償化に係る令和元年度予算の積算人数

1号認定子ども	68万人	うち保育の必要性のある利用者	27万人
未移行私立幼稚園等	72万人	〃	29万人
			計56万人

※1号認定子ども及び未移行私立幼稚園等において、約4割が保育認定事由により預かり保育事業を利用するものと想定。

(参考1) 幼稚園・幼稚園型認定こども園における預かり保育の実施状況 (H28文部科学省調べ)

	実施園数	実施園数のうち、私学助成(特別補助)を受けている園数	実施園数のうち、一時預かり事業(幼稚園型)を実施している園数
公立	2,549園 (66.0%)	—	928園 (36.4%)
私立	6,532園 (96.5%)	4,464園 (70.3%)	921園 (14.5%)
合計	8,901園 (85.2%)	4,464園 (50.2%)	1,849園 (20.8%)

※実施園数の割合は調査回答園数に占める割合。私学助成を受けている園数及び一時預かり事業を実施している園数の割合は実施園数に占める割合。

(参考2) 預かり保育の利用者の割合及び保育認定事由のある利用者の割合 (H28文部科学省調べ)

	公立	私立	合計
預かり保育の利用者割合	45.5%	71.6%	67.2%
保育認定事由(就労等)あり	24.8%	35.6%	33.8%
保育認定事由(就労等)なし	20.8%	36.1%	33.5%